

若葉小学校

PTAだより

第3回運営委員会 12月4日 9:35-10:35 応接室にて

令和7年12月吉日

若葉小学校PTA

会長
書記

PTA会長より

PTA会長

本日は平日にもかかわらず運営委員会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

まず1点目は先日行われました「わかばステージ」ですが、大変多くの保護者の皆さまにもご協力をいただきまして、当日の運営を無事故で行うことができました。ありがとうございました。どの学年の子どもたちの発表もとてもよかったです。

次に2点目です。来年度の役員とわかばっこリーダーの募集を行いました。大変ありがたいことに何人かの方から手を挙げていただきましたが、まだまだ募集の定員に満たない状況です。

若葉小学校のPTAはあくまで任意参加です。できるときに無理なくご参加いただけるように工夫しながら進めていますので、本日ご参加の皆さまも、また是非お力を貸していただけると嬉しいです。

最後に3点目です。来年行われます定期総会で規約の改定を予定しています。本日はその前段階で必要となる運営委員会の皆さまからご意見をお聞きしつつ、採決をしていきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。本日は宜しくお願ひ致します。

校長先生挨拶

校長 内藤 みゆき

先日行われた「わかばステージ」では、保護者の誘導等、PTAの方々には大変お世話になりました。心よりお礼申し上げます。

保護者鑑賞日は、裏で授業を実施しながらの観客入れ替え制となっております。大規模校だから人手はあるだろうとお思いの方も、もしかしたらおられるのかもしれません、他校より多い学級数の分の教員が配置されている、というだけなのです。むしろ大規模校だからこそ、保護者の入れ替えが必要となっている訳で、PTAの方々のサポートなくしては、今のやり方は成り立たない状況です。手厚いサポートを本当に有難うございました。

当日は、生き生きと発表する児童の姿をご覧いただけたと思いますが、実は、すべての児童が順風満帆に本番の日を迎えたわけではありません。多くの人の前に立つことや大きな声で表現することが苦手な子もいます。でも、その子なりに、これまで小さなハードルをいくつも乗り越えながら、そして、教員も様々にサポートしながら、本番当日まで行き着きました。出番前後のフォローが必要な児童が、各学年少なからずいたことも、ぜひ知っておいていただけたら幸いです。

今、ご提出いただいたアンケートに目を通しているのですが、非常に多くの方々から、満足度が高かつたことが窺える感想が寄せられていて、嬉しく有難い限りです。アンケートには、子供たちの頑張りへの労いや教員への感謝の言葉など、今後の励みとなる優しい言葉があふれていて、保護者の皆様が、本校の教育活動を温かな目で見守り、支えてくださっていることを実感いたしました。有難うございます。

また、円滑な運営に尽力されていたPTAサポートへの感謝の言葉も数多く書かれていました。

同じ保護者だからこそ、痒い所に手が届く様々な工夫をしてくださっていると、常々私も感じております。昨年度のアンケートを踏まえ、より良いものへと改善を重ねてくださっている、役員の方々、リーダーの方々、当日気持ちはよく動いてくださっていたサポーターの方々、すべての皆様に改めて感謝申し上げます。本当に有難うございました。

今後も、皆様と手を携えて笑顔あふれる若葉小を目指していきたいと思います。変わらぬご支援、ご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。



副校長先生挨拶

副校長

大きな行事が続いた2学期でしたが、保護者の皆様、そしてPTAの皆様の温かなご支援とご協力のおかげで、無事に学期の終わりを迎えようとしております。本校は約900名の児童が在籍する規模の大きな学校であり、日々の教育活動を教職員だけで支えていくには、難しい場面も少なくありません。そのような中、PTAの皆様がそれぞれのお立場で力を寄せ合い、学校を支えてくださっていることに、教職員一同、心より感謝しております。皆様のご協力が、子どもたちの安心・安全な学校生活につながっています。今後とも学校とPTAが手を取り合い、子どもたちの健やかな成長を見守っていけましたら幸いです。

引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

わかばステージ保護者鑑賞日 11月22日(土)振り返り

資料 「第三回運営委員会.PDF」

資料に基づきながら以下の説明を行いました。

- ・昨年度からの変更点
- ・サポーターの方々からの振り返りアンケート実施
- ・次年度に向けての改善点、ご意見、感想
- ・わかばステージリーダーからのご挨拶

がくぶりで募集して1回の募集で人数が集まつた。マニュアルは作成していたが、役員では伝えきれないところがあり、サポーターさんからの質問をもとに会員向けに（未就学チケット必要なのかなど入れて）配信することができた。

サポーターさんから振り返りアンケートを14名から回答いただく。ほとんどの方から「参加してよかったです」。自分があまり把握できず貢献できなかつたとのことで「普通」に1票。

役員リーダーだけではなく、次年度にむけての改善点をサポーターさんからもいただいた。

改善点：退場口のところに人手が不足。

次年度は考慮して引き継ぐ。

わかばステージリーダーご挨拶

- ・天気に恵まれてよかったです。全体的にはスムーズにサポーターさんたちのおかげで時間内に終わることもできた。来年以降も同じようにできるのではないかと思っている。
- ・PTA活動が様々な方々の手助けによって成り立っていることを理解する良い機会だった。

来年度役員・わかばっこリーダーの選出について

【PTA役員 応募状況】

役名	内定人数	募集中人数
会長	1名	-
副会長	2名	2名
書記	1名	3名
会計	-	2名
会計監査	1名	1名
合計	5名	8名

【リーダー 応募状況】

☆決定☆・・・読み聞かせリーダー（2名）

★募集中★・・・

安心安全（1名）、スポーツ大会（3名）、わかばステージ（1名）、連合音楽会（2名）、地域イベント（3名）、学級イベント（1名）、給食試食会（1名）、漢字検定（2名）、講演会（2名）、ベルマーク（2名）、選出（2名）、卒対（4名）

～活動継続のため、二次募集にご協力ください～

応募状況は、役員・リーダーともに大変厳しい状況です。しかし、くじ引き制度が廃止される中、現リーダーの方々からの応募もあり、心より感謝申し上げます。

このままでは、役員やリーダーが不在の活動については、来年度の実施が難しくなってしまいます。

次年度もできる限り多くの活動を継続し、子どもたちに還元できるよう、二次募集を実施いたします。

- ・募集期間: 12月8日（月）～12月17日（水）

募集方法: 12月8日に「がくぶり」と「すぐーる」で詳細を配信するほか、印刷物でもお渡しする予定です。

【補足】

各リーダー不在の場合は従来通りの活動が行えなえませんが、学校行事であるスポーツ大会、わかばステージは中止になることはありません。先生方は子どもの対応してくださっており人員的な余裕はないため、PTAとして行事をサポートしていくことは従来と変わりありません。

役員・リーダーについて「少しでもやってみようかな」「話だけでも聞いてみたい」と迷っている方は、どうかお気軽にご連絡ください。お友達を誘っての応募も大歓迎です！

PTAの現状について、イレギュラー対応

会員の加入状況、がくぶりアプリについて、PTA会費の状況、今後の運営に関する検討事項や、会費未納について規約、細則変更の提案をしました。

01 規約改定「会費未納者の自動退会(資格の自動喪失)に関する改定（規約7条）」

【現状説明】

パターン1 入会済み＆未納 4家庭

PTA会員で未納 / がくぶり未登録 / メールなどの連絡が取れない

→これまでメール・お手紙で複数回のご連絡をするが連絡が取れないご家庭がある。

その場合でも現在の規約では会員資格は自動更新となる。

パターン2 未入会＆納入済み 41家庭

PTA会員ではなく会費をお振込みいただいたご家庭がある。

→これまでメール・お手紙で複数回のご連絡。返金の手続きを進めている

現金支払いor振込手数料を差し引き振込対応

入会を希望いただける方には入っていただく

第二回運営委員会でのご意見として会費未納の方については会員の自動更新はせずに、一度退会いただくほうがいいのではというご意見がありましたので、次のとおり関連する規約の改定を提案しました。

1.会費を納付しない会員の自動退会(資格の自動喪失)に関する改定(規約7条)

【改定の理由】

会員資格について、現在の規約では、卒業などを除き、会員が退会の意思表示をしない限り年度ごとに自動更新されますが、会費未納の会員の取扱いに関する規定がないため、会費未納の会員も会員資格が自動更新され、またその会員が引き続き会費を納付しない場合は、会費の未納額が増加していきます。

このような状況を改善するため、会員が会費を納付せず、本会から会費納付に関して本会が定める方法(がくぶりによるメッセージ送信、書面の配布など)により複数回のお知らせをしたもの、なお会費が納付されない場合は、その年度の末日(3月31日)をもって自動的に退会となるように規約を改定します。また、会費の未納により自動的に退会となつた方が、新たに入会手続きを行い、会費を納付することで再び会員になれるることを明記します。

【改定前の現在の規約】

(入会手続き並びに資格の継続)

第7条 子どもの保護者は、いつでも所定の方法により入会の手続きをすることができます。また、教職員は学校長に入会の意思を示すことで会員となることができます。

② 会員は、退会の手続きをとらない限り、子どもの保護者については在籍するすべての子どもが卒業又は転校するまで、教職員については退職又は転任するまで、会員の資格が継続します。

〔改定案〕

(入会手続き並びに資格の継続)

第7条 子どもの保護者は、いつでも所定の方法により入会の手続きをすることができます。また、

教職員は校長に入会の意思を示すことで会員となることができます。

- ② 会員は、**次項に該当する場合を除き**、退会の手続きをとらない限り、子どもの保護者については在籍するすべての子どもが卒業又は転校するまで、教職員については退職又は転任するまで、会員の資格が継続します。
- ③ 本会から会費納付に関するお知らせを本会が決定した方法により複数回したものの、会費が納付されない会員については、その年度の末日(3月31日)をもって自動的に退会とします。なお、本項による退会後に新たに入会手続きを行い、会費を納付することで再び入会することができます。

●質疑応答●

Q. この件に関して、細則ではないので、ここで決を採って、総会で再び決議をするのか。

→ここ（第3回運営員会）で可決されれば、総会議案となり、総会で2/3以上の賛成で改定できる。今回はその1段階目となる。

Q. 複数回は何回ですか？

→会費未納のご家庭には、少なくとも2回以上のご案内をする。

Q. 1回ではだめか。複数回も行う必要はあるか？

→現状3回くらいはご案内しているが、それでも連絡が取れないご家庭もある。学校経由でお手紙を渡してもらうなど、様々試してみることを前提にしている。

Q. 作業自体がすごく負担という話があったが、複数回の必要があるのか？

→児童経由でのお手紙が保護者まで届かないことがあることも想定されるので、少なくとも2回以上対応したい。

01

規約改定「途中入会者並びに途中退会者の会費に関する改定(規約26条)」

2.途中入会者並びに途中退会者の会費に関する改定(規約 26 条)

【改定の理由】

年度の途中で入会した会員が納付する会費について、現在の規約では入会した月に応じて「年会費を月割りで計算した額」とされていますが、入会した月により会費額が異なり、個別の対応が必要であることから、本会の会計処理がとても煩雑になっています。

また、年度の途中で退会した会員について、現在の規約では退会した月に応じて「年会費を月割りで計算した金額を返金する」とされていますが、退会の事実の確認ができた時期などによりご本人と連絡がとれないこともあります、返金が困難なケースがあります。

このような状況を改善するため、まず、年度の途中から入会された場合は、年度を4月から7月の第1期、8月から11月の第2期、12月から翌年3月までの第3期に区切り、第1期の期間中に入会された方は年会費の全額、第2期中の入会は3分の2、第3期中の入会は3分の1の会費を納付いただくようになります。

また、年度の途中で退会される場合は、本会の指定する方法により退会の連絡(退会日、返金指定口座など)をしていただくものとし、退会の連絡をいただいた場合に限り返金を行うようにします。返金額は、第1期の期間中に退会された方は年会費の3分の2、第2期中の退会は3分の1とし、第3期中の退会については返金は行わないものとします。

〔改定前の現在の規約〕

(途中入会並びに退会時の取り扱い)

第26条 転入その他の理由により年度の途中に入会された場合は、その年度の年会費を12で除して得た金額に、入会された月から3月までの月数を乗じて得た金額(1円未満の端数切捨て)を納付していただきます。

- ② 転出や退会などの理由により年度の途中で退会された場合、既にその年度の年会費を納付している場合は、その年度の年会費を12で除して得た金額に、退会した月の翌月から3月までの月数を乗じて得た金額(1円未満の端数切捨て)を、本会が指定する方法により返金します。なお、規約で定められた方法による退会手続きをされない場合は、返金することができません。

- ③ 年度の途中の入退会に関する会費の計算は月単位とし、日割りの計算は行いません。

〔改定案〕

(途中入会並びに退会時の取り扱い)

第26条 転入その他の理由により年度の途中に入会された場合は、**入会された時期により下表によって算出した金額（1円未満の端数切捨て）を納付していただきます。**

入会日が属する期間	納付いただく会費
第1期（4月1日から7月31日）	年額の全額
第2期（8月1日から11月30日）	年額の3分の2
第3期（12月1日から翌年3月31日）	年額の3分の1

② 転出や退会などの理由により年度の途中で退会された場合、既にその年度の年会費を納付している場合は、**本条第8条1項の規定に基づき、本会が指定した退会手続きをされた場合に限り、退会された時期により下表によって算出した金額（1円未満の端数切捨て）を返金いたします。**ただし、12月1日以降に退会した場合は返金は行いません。

退会日が属する期間	納付いただく会費
第1期（4月1日から7月31日）	年額の3分の2
第2期（8月1日から11月30日）	年額の3分の1
第3期（12月1日から翌年3月31日）	返金なし

●質疑応答●

Q. 退会についての申告方法はどうなっているか

→退会は申し出いただくことになっている。申し出方法はメールでも可能。

それ以外は卒業か転出で自動退会となる。

03 細則改定(インターネット及びアプリ等の利用に関する細則)

「がくぷり(アプリ又はWEB)を利用した会費徴収に関する改定(細則1、2条)」

1.がくぷり(アプリ又はWEB)を利用した会費徴収(規約7条)

【改定の理由】

令和8年度以降のPTA会費の徴収をがくぷり(アプリ又はWEB)を利用して行うことを予定しています。そのため、現在の細則のうち、利用目的などに「会費徴収」を追加するとともに、アプリケーションをインストールすることなくWEBサイトからも利用できることから一部文言の修正を行います。

今後案：がくぷりから会費集金機能を利用。

懸念事項：徴収額に対して手数料が5%かかる。年会費1,800円の場合、90円。またアプリを端末にインストールすることで容量を使う（ブラウザからも利用可能。）

がくぷりでの会費支払の動作確認は役員がテスト画面で対応済み。（クレジットか振込か）未納の方に通知がいく。

アプリがセキュリティも担保してくれるので安全。

→ 上記の方法に変更するため細則改定案を説明。なお、手数料については予算案として別途総会で決議を行う予定だが、「90円×世帯数」の手数料については、会費に上乗せせずに現状の会費額の中から支出することを想定している。

〔改定前の現在の細則〕

(アプリの利用)

第1条 本会の活動に際し、以下の事項について特定のアプリを利用することができます。

1. 本会から会員への情報発信
2. 本会の活動に関する会員からの情報収集
3. その他、本会の活動に関すること

② 会員は、本会が指定した特定のアプリを、可能な範囲で個人の機器にインストールして活用してください。ただし、特定のアプリを利用する環境がないなどアプリの利用ができない場合は、別の方法による情報発信等を可能な範囲で行いますので、本会まで連絡してください。

③ アプリに関する不具合や利用機器等に損害等が発生した場合の責任は、アプリ提供元の利用規約によるものとします。本会においては一切の責任は負いません。

〔改定案〕

(アプリ及びWEBサイトの利用)

第2条 本会の活動に際し、以下の事項について特定のアプリ及びWEBサイトを利用することがあります。

1. 本会から会員への情報発信
2. 本会の活動に関する会員からの情報収集
3. 本会の会費の徴収
4. その他、本会の活動に関すること

② 会員は、本会が指定した特定のアプリを、可能な範囲で個人の機器にインストールして活用するか、又は指定するWEBサイトからログインして活用してください。ただし、特定のアプリ等を利用する環境がないなどアプリ等の利用ができない場合は、別の方法による情報発信等を可能な範囲で行いますので、本会まで連絡してください。

③ アプリ等に関する不具合や利用機器等に損害等が発生した場合の責任は、アプリ等提供元の利用規約によるものとします。本会においては一切の責任は負いません。

●質疑応答●

Q. さきほどの90円の手数料はPTA会費から出すという認識ですか？

→1,800円の会費（R7年度の場合）とは別に徴収せず、全体の予算の中から必要経費として支出する予定。

Q. PTAの会費の使い方として完璧にやって、もちろん会計さんとか役員の皆さんとの時給換算したらここにおさまらないと十分理解してるんですけど、個人負担は難しい？

→難しくはなく、手数料個人負担対応している学校もある。

がくぶりでも設定ができ、1,890円会費もできるが、会費額は据え置きとし、全体の予算の中から支出する予定。

Q. アプリから会費を支払うことになった場合、会員が負担する手数料はあるのか？

→クレジットカードではなく銀行振込を選択された場合は、所定の振込手数料をご負担いただく。

Q. 今の予算的に足りるんですか？

→現状は全体予算から支出できる予定。

Q. 主体ががくぶりのほうだけになっていくことはないですか。がくぶりじゃない人たちのことははどうするのか。がくぶりに抵抗がある人も一定数いると思う。

→原則的な会費徴収方法はがくぶりにしていく方向。ただし、諸事情によりがくぶりによる納付が困難なご家庭には、その他の方法（振込など）もご案内できるようにする予定。

Q. アプリ上で自動で引き落としになることはないか？

→がくぶりによる会費徴収で自動引き落としはしない。これまでと同様に会員により納付手続きをしていただく。

Q. アプリ上で支払ったかどうかわかるのか？

→納付手続きをすることで、会費納付のご案内の表示が消えるため、納付状況がわかる。

Q. 二回払ってしまったら？

→二回払えないようになっている

Q. がくぶりを今入れている方がいて、でも会費を払ってない方がいて、がくぶりを強制的に解除することはできるんですか？

→システムとしては可能。今後、規約が改定されて会費未納の方の自動更新が行われなくなった場合、退会された時点でアプリからログインできなくなるようにすることを想定している。

PC入替による印刷機・備品積立金の拠出の可否について

現在・・・現在、資料室に設置しているデスクトップPCは2017年購入したもの。

起動時間も遅く操作性も悪いため、活用できていない。

Windows Updateやセキュリティソフトの更新などもかなり時間がかかることから、セキュリティ上のリスクもある。

そのため、「印刷機・備品積立金」から拠出し、デスクトップPCを入れ替えた(セキュリティソフトを含め、30万円前後を想定)

項目	摘要	2025年度					振替内容
		前年度 繰越額	今年度 積立額	今年度 取崩額	振替額	次年度 繰越額	
積立金	同窓会積立金	197,107	0	0	-197,107	0	災害対策積立金へ振替 (※4)
	周年行事積立金	195,425	70,000	0		265,425	
	印刷機・備品積立金	432,277	30,000	0	1,000,000	1,462,277	繰越金より振替 (※3)
	災害対策積立金	0	0	0	1,197,107	1,197,107	同窓会積立及び繰越金より振替 (※3) (※4)
	積立金合計	824,809	100,000	0	2,000,000	2,924,809	

※3 前年度繰越金の一部について、印刷機・備品積立金および新設した災害対策積立金へ振り替えております。

これはコロナ禍においてPTA活動が制限されたことにより支出が減少し繰越金が増加した一方、

2025年度から予定されている四中との統合に伴う校舎の移転や昨今の異常気象や震災等による

将来の多額の費用の支出に備える必要があると判断したためです。

なお、上記理由から災害対策積立金については毎年の積立ては予定しておりません。

※4 同窓会積立は今後の利用が余裕されていないことから、今年度において廃止し、災害対策積立金へ振り替えております。

これにより旧同窓会積立金口座は今後災害対策積立金口座として活用します。

●質疑応答●

Q. デスクトップなのかノートパソコンなのか。

→現時点ではデスクトップ型のPCを想定している。

運営委員会等で使いやすいのはノートPCだが、紛失の懸念があることから要検討。

Q. 今使っているのはモニター付きですか？

→モニター付き。印刷するまでに8分くらいかかる。

Q. 現在は役員個人のノートパソコンを利用していることが多いと思うが、パソコンを持っていない方が用意しなくてもいいように、ノートパソコンにしたほうがいいのではないか。

→パソコンの型式については今後具体的に検討するが、紛失のリスクは最小限度にしたい。

採決結果のご報告

【可決の条件】 運営委員会メンバー総数：43名
 当日出席者数 : 26名
 採決の効力 : 規約に基づき、出席者が過半数（22名）を超えると、採決は有効。
 可決の条件 : 参加者の過半数（14名）の賛成が必要。

【決議事項(4件)】 第三回運営委員会では、以下4つについて決議を取らせていただきました。

- ①規約改定「会費未納者の自動退会(資格の自動喪失)に関する改定（規約7条）」
→採決結果：可決 賛成者数：25名 / 26名中 今後の対応定期総会の議案として提出
- ②規約改定「途中入会者並びに途中退会者の会費に関する改定(規約26条)」
→採決結果：可決 賛成者数：26名 / 26名中 今後の対応定期総会の議案として提出
- ③細則改定(インターネット及びアプリ等の利用に関する細則)
「がくぶり(アプリ又はWEB)を利用した会費徴収に関する改定(細則1、2条)」
→採決結果：可決 賛成者数 23名 / 23名中（早退者あり） 改定後の細則施行日は来年度を予定
- ④PC入替による印刷機・備品積立金の拠出の可否について
→採決結果 可決 賛成者数 23名 / 23名中（早退者あり） 役員会で購入するPCを検討し、購入する

次回 運営委員会 開催予定

次回会議について 第4回 運営委員会 2026年2月19日（木）9:30～ @応接室 予定